

「公正・公平な選挙の推進に向けて」の答弁

選挙告示後の違法掲示ポスターの取り締まりについてでございますが、去る11月17日に開催いたしました大津市長選挙立候補予定者説明会におきまして、候補者のしおりに、新たに政治活動用ポスターの規制について留意事項を掲載し、政党等の政治活動用ポスターのうち、候補者の氏名等が表示されているポスター、いわゆる二連ポスター等は、選挙期日の告示日のうちに撤去しなければならない旨を説明させていただきました。

また、今月中旬から予定いたしております立候補届出等の事前審査時におきましても、各陣営に対しまして、さらにその旨周知徹底を図ってまいりたいと存じます。

なお、告示日の翌日以後に当該ポスターが発見された場合は、現地確認等を行ったうえで、関係者へ撤去指導を行ってまいります。

次に立候補決意表明についてでございますが、選挙運動について、公職選挙法では明確な定義は規定されておられませ

んが、判例によりますと、議員お述べのとおり、特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な斡旋、勧誘その他諸般の行為をすることと解されております。

よって、出馬の表明や各会派・議員への支援要請につきましては、一般的には、投票依頼のためにされるものや、不特定多数の選挙人に対して行うものであれば事前運動となる恐れがございますが、投票依頼をせず、立候補の準備行為等、選挙運動以外の目的をもってなされたものであれば、事前運動とならないと考えられます。

その判断につきましては、行為の内容や対象、方法など、個別具体の事例により行われるべきものであると考えます。

(大津市選挙管理委員会委員長答弁)